

岐阜市行政第108号の2
平成19年7月5日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年12月26日付け岐阜市教委学指第645-2号で諮問のあった岐阜教育委員会が行った利用停止拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に係る小学校及び中学校の指導要録の利用停止請求に対し、拒否した処分（以下「本件処分」という。）は、相当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年11月20日付け岐阜市教委学指第645号で実施機関が行った保有個人情報利用停止請求拒否処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、指導要録を利用（提供）していないと述べているが、過去の担任の名前を知る意味などから利用されている。また、その後に新しく資料を作っていることも分かっている。だから、実施機関が利用停止請求に理由があると認められないとの主張は、勝手な主張である。
- (2) 岐阜簡易裁判所平成18年（少コ）第80号事件（以下「第80号事件」という。）及び同第130号事件で指導要録が利用された疑いがある。実施機関は、指導要録を弁護士に提供されていないと陳述するが、弁護士は見ていると思う。
- (3) 異議申立人は、第80号事件を提起する1年ぐらい前に現在中学校で保管されている児童生徒健康診断について、中学校に連絡し視力結果を知り得ている。その後に指導要録の使用の疑いを持ったのである。そして提供（使用）停止を求めている。
- (4) 一生徒の情報が本人の同意なく外部提供されたことは明らかであるので、提供停止の請求を承諾することを求める。
- (5) 大人が子供に対して、民事訴訟法の攻撃防御を主張することは、児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）第16条の規定に違反する。

第3 実施機関の主張の要旨

- 1 実施機関は、指導要録を訴訟代理人である弁護士に提供していないので、利用停止請求に理由がないことから、本件処分は正当であると主張する。
- 2 また、裁判において訴訟代理人である弁護士との関係は委託契約に基づくものであり、仮に委託業務に関し、個人情報提供されたとしても岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に違反するとはいえない。
- 3 なお、実施機関が当事者となった裁判において裁判の相手方の個人情報に関して、その訴訟関係を明瞭にする必要な範囲内で実施機関が法廷で陳

述することは、民事訴訟における攻撃防御であり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）が認めるものである。

第4 当審査会の判断

1 指導要録の性質について

指導要録は、異議申立人に関する情報で、特定の個人が識別される情報であり、個人情報にあたる。

さらに指導要録は、学籍に関する記録及び指導に関する記録からなるものであり、作成、保存等の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第12条の3及び第15条の定めるところによる。

したがって、指導要録は、実施機関が組織的に保有するものであり、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第2条第1号に規定する公文書である。

よって、指導要録に記載された情報は、条例第2条第1項第4号に規定する保有個人情報にあたる。

2 指導要録の提供について

異議申立人は、実施機関が訴訟代理人弁護士に指導要録を提供したと主張しているのに対し、実施機関は訴訟代理人弁護士への指導要録の提供を否定する。

異議申立人は、指導要録を提供していることについて推測を述べているに過ぎず、実施機関の主張を覆すだけの立証は認められない。

したがって、実施機関が指導要録の提供をしていないと認められる。

よって、実施機関は、何ら条例に違反する行為をしていない。

ただし、訴訟代理人弁護士へ何らかの情報を伝えていることは否定できず、異議申立人が当審査会の意見陳述において述べたことからすると、個人情報を弁護士へ伝えること自体及び裁判において利用することについて、異議申立てをしているとも評価できるので、この点について別に検討する。

3 弁護士に対する情報の提供について

(1) この点につき、異議申立人は、訴訟代理人弁護士に情報を伝えることは、個人情報の外部提供と捉えているようである。

しかし、本件の訴訟代理人弁護士とは委託契約を結んでいるのみならず、この弁護士は、岐阜市役所の顧問弁護士であり、非常勤特別職公務員としての身分関係も有するので、市の業務として情報を取り扱っていると評価できる。

したがって、個人情報の外部提供ではないと考えるのが相当である。

(2) では、訴訟代理人弁護士に情報を伝えることが個人情報の目的外利用に当たるか。目的以外利用については、条例第10条第2項で制約が課されているので問題となる。

確かに実施機関が収集した異議申立人に係る情報は、教育目的のために収集されたのであるから、訴訟に利用することは、目的外利用に当た

るようにもみえる。

しかし、当該個人が訴訟を提起した段階で事実関係を明瞭にするために個人情報を利用されることは、当該個人は当然予測できることであり、民事訴訟法に基づいて行われる行為であると考えられる。

よって、この点についても条例違反は認められない。

(3) さらに裁判において利用することも、民事訴訟法に基づいて行われる行為であって、条例違反とは認められない。

(4) なお、異議申立人は、児童の権利に関する条約第16条に違反する旨を主張しているが、(3)で述べたとおり民事訴訟法に基づいて行われる行為であり、同条約第16条に規定する「恣意的に」又は「不法に」のいずれにもあたらないので、同条に違反するものではない。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	11月 6日	保有個人情報利用停止請求
	11月20日	実施機関の利用停止拒否決定
	11月27日	異議申立て
	12月 6日	諮問
平成19年	1月17日	実施機関に陳述書の提出依頼
	1月19日	陳述書提出
	1月19日	異議申立人に陳述書の写しを送付
	1月26日	異議申立人から意見書の提出
	1月31日	審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	2月26日	審査会開催
	3月19日	審査会開催
	4月26日	審査会開催
	5月24日	審査会開催
7月 5日	審査会開催。答申	